

「佐渡島の金山」国際シンポジウム開催業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

本公募は、令和8年度当初予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

1 業務の概要

(1) 業務名

「佐渡島の金山」国際シンポジウム開催業務

(2) 目的

「佐渡島の金山」の世界遺産登録にあたりご支援いただいた国内外の専門家を招聘し、資産の未来への継承について多角的な視点から考えるシンポジウムを開催することで、「佐渡島の金山」の国際的な理解促進を図るとともに、現地指導を通して助言をいただくことで、今後の保存活用の取組みを発展させることを目的とする。

(3) 業務内容

「佐渡島の金山」国際シンポジウム開催及び現地指導の実施運営業務

※ 詳細は、別紙1「「佐渡島の金山」国際シンポジウム開催業務委託にかかる仕様書」に基づくものとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日（木）までとする。

2 見積限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年3月3日（火）から4月1日（水）まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所にて受け取ること。

(4) 交付場所

新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5726（直通）

※ 交付は土・日・祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

(2) 連合体

- ア 上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記(1)アからオに示す要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（連合体の場合は、代表する幹事業者）は、「[佐渡島の金山] 国際シンポジウム開催業務委託公募型プロポーザル参加申込書」（別紙様式 1）を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 「佐渡島の金山」国際シンポジウム開催業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式 1）
- イ 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ウ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時 00 分 ※必着

(3) 提出場所

3（4）交付場所

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参する場合は、土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までに限る。

※ 郵送の場合は、その旨を電話により連絡すること。

(5) 参加辞退

提出後に参加申込みを辞退する場合は、別紙様式 3 「参加申込辞退書」を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書の内容について質問がある参加申込者は、「質問書」（別紙様式 2）を提出すること。

(1) 受付期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時 00 分 ※必着

(2) 提出方法

電子メール(宛先 ngt150030@pref.niigata.lg.jp)

※ 件名は「[佐渡島の金山] 国際シンポジウム開催業務質問」

※ セキュリティ対策により、URL が記載された電子メールを受信できない場合があるので、提出後、別途電話（025-280-5726）により提出した旨の連絡を行うこと。

※ 電話での質問は受け付けないので留意すること。

(3) 回答方法

令和8年3月13日（金）までに新潟県ホームページに掲載する。同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

7 企画提案書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

以下のア～エの書類（正1部、副6部（複写可）の計7部）を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4）

実施要領及び仕様書の内容を踏まえ、次の内容を盛り込むこと。

- ・同時通訳及び逐次通訳、アテンドの体制
- ・シンポジウム会場のレイアウト、使用する設備や機器等
- ・シンポジウムの内容をより充実したものとするための創意工夫、それにより期待される効果
- ・招聘する専門家の行程表
- ・類似業務（同時通訳により開催した文化財関係の国際シンポジウム、国際会議等）の過去の実績

イ 事業計画書（任意様式、A4）

ウ 業務実施体制（任意様式、A4）

- ・シンポジウム開催及び現地指導に関わるスタッフ、体制図を記載すること。
- ・業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先の業務の執行管理方法が分かるように記載すること。

エ 見積書（任意様式）

見積書の総額及び内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年4月1日（水）17時00分 ※必着

(3) 提出場所

3（4）交付場所

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参する場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

※ 郵送の場合は、その旨を電話により連絡すること。

8 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、提案書説明会において、その内容についてプレゼンテーションを実施し、本事業に関する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった時は、提案書説明会に先立ち書類選考を行い、提案者を選定する場合もある。

(1) 提案書説明会（プレゼンテーション）の開催

ア 実施日

令和8年4月6日（月）

イ 会場

県庁又は近隣の会議室で実施予定

※オンライン会議システム (Teams) を使用した参加も可とする。(オンラインでの参加を希望する場合は事前に申し出ること。)

ウ 説明時間

30分以内 (説明 20分、質疑応答 10分、機器類のセッティングに係る時間は別途。)

エ 説明方法

企画提案書のほか、フリップパネル、パソコン等を持参して用いてもよい。

※プロジェクター及びスクリーンは当課で用意するため、必要とする場合は、事前に申し出ること。

※オンラインで参加する場合は、当課が事前に提供する会議リンク URL から参加のうえ、画面共有機能を用いて説明を行うこと。

オ 提案書説明会に参加しなかった者は失格とする。

カ 提案書説明会の詳細事項 (実施日時及び会場等) については、申込書に記載の担当者に対し、電子メールにて通知する。

(2) 選定方法

審査会が、別に定める審査要領に基づき提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

(4) ヒアリングの実施

審査会が必要と認めるときは、提案書説明会に参加した者に対し電話等でヒアリングを実施することがある。

(5) 審査基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

項目	審査基準	配点
企画提案力	・実施計画は、本業務の目的を十分に達成できる内容となっているか	20点
	・シンポジウムをより充実したものとするための創意工夫がみられるか	10点
	・効果的な独自提案があるか	
運 営 力	・通訳者の配置及び通訳機材は適当か	20点
	・同時通訳及び逐次通訳、アテンドの体制は十分か	
	・同時通訳及び逐次通訳における確実な運営が確保されているか	
	・通訳における実績は十分か	
運 営 力	・会場レイアウト、使用する機材や機器等は適当か	10点
	・招聘する専門家の行程は適当か	
	・全体のスケジュール及び実施体制が具体的かつ明確になっており、確実で無理のない業務の実施が可能であるか	10点
運 営 力	・類似業務の過去の実績から十分な実績、業務ノウハウを持ち合わせており、着実な業務の履行が期待できるか	20点
経 済 性	・事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか	10点

(6) 選定結果の通知

選定結果は、申込書に記載の担当者に対して文書で通知する。

(7) 事業者選定までのスケジュール

- ・募集公示 令和8年3月3日（火）
- ・「質問書」提出期限 令和8年3月10日（火）17時00分※必着
- ・質問に対する回答 令和8年3月13日（金）
- ・「参加申込書」提出期限 令和8年3月18日（水）17時00分※必着
- ・「企画提案書」提出期限 令和8年4月1日（水）17時00分※必着
- ・提案書説明会（プレゼンテーション）
令和8年4月6日（月）
- ・選定結果の通知 説明会から3営業日以内を予定

9 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日（木）まで

10 注意事項

- (1) 提出書類の作成等に要する費用(旅費、通信費を含む。)は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは

- 不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。